破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１５号
住所不定（最後の住所地）秋田県湯沢市倉内字川原田40番地35(住民票上の住所兼送達先)
秋田県湯沢市表町４丁目１番８号
債務者　市川　敏道
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第３３号
北九州市若松区童子丸２丁目11番32―206号
債務者　儀藤　　淳
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４３号
福岡県中間市鍋山町１番１―401号　通谷グリーンハイツ
債務者　山本　貴大
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４５号
北九州市八幡西区上上津役２丁目１番18―702号
債務者　末満　幸与
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２号
北海道北斗市追分１丁目９番26号
債務者　釜澤　貴寛
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１３号
北海道北斗市追分１丁目９番26号
債務者　釜澤紗央里
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３７号
愛知県豊田市水源町２丁目22番地120　リリーハイツ101号
債務者　柴田　里恵
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５号
島根県大田市大田町大田イ558番地２
債務者　川角　　希（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１８５２号
埼玉県上尾市小泉７丁目24番地１
債務者　内山　智雄
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
さいたま市桜区大字神田54番地　フローレス大平101
債務者　荻野　弘幸
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
さいたま市桜区栄和５丁目９番13―105号
債務者　荻野　恵美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３４号
埼玉県所沢市小手指町２丁目13番地の５　小手指サンハイツ301
債務者　小田美智子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２５号
埼玉県入間市大字野田208番地３　南セブンヒルズ202
債務者　長沢　麻美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３６号
埼玉県比企郡鳩山町小用554　特別養護老人ホーム　鳩山松寿園、住民票上の住所埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地（16―203）
債務者　神　　廣
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５号
岡山県総社市清音柿木947番地５　コーポ小池103号室
債務者　生森　梨沙
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
札幌市豊平区平岸４条17丁目３番４―203号
債務者　大西由紀子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８０号
札幌市豊平区豊平４条９丁目２番１―503号
債務者　松井　供美
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部